

運 営 規 程

(指定通所介護事業)

ディサービスセンター パステル

三 看護職員

利用者の心身の状況に応じた健康管理を行う

四 介護職員

指定通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行う

五 機能訓練指導員

運動器機能向上計画を作成し、それに基づきその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう機能訓練を行う

(営業日及び営業時間)

第 4 条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

| | |
|----------|--------------------|
| 営業日 | 月曜日から土曜日まで |
| 休業日 | 日曜日、年末年始（1月1日～2日） |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後5時30分まで |
| サービス提供時間 | 午前9時30分から午後4時45分まで |

(指定通所介護の利用定員)

第 5 条 事業所の利用定員は、1単位35名とする。

(指定通所介護の内容)

第 6 条 事業所のサービス内容は、次のとおりとする。

一 介護サービス

- ① 日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスの提供を行う
- ② 利用者の状況に応じて適切な排泄介助と排泄の自立支援を行う
- ③ 移動、移乗の介助

二 健康管理

看護職員により、脈拍、血圧、体温等全身の観察を行い、当事業所での活動中の健康管理を行う

三 機能訓練等

運動器機能向上計画に基づき、日常生活を送るのに必要な身体機能の回復又は減退を防止するための訓練を行う

四 入浴サービス

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、シャワーでの入浴を行う。

五 給食サービス

食事を希望される利用者に栄養価の高い暖かい食事を提供する。

六 送迎サービス

利用者の自宅から事業所までの送迎を行う。

七 相談サービス

取るなどの必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は次に掲げる非常災害対策を講じるものとする。

- 一 非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、利用者に対して、年2回以上の避難訓練、救出訓練等その他必要な訓練を実施する
- 二 管轄の消防署との連携を密にし、消火器などによる初期消火訓練活動に重点をおいた定期的な防火訓練を行う
- 三 事業所における消火設備及び器具等の定期的な点検を行う

(秘密保持等)

第12条 事業所及びその従業者は、サービス提供を行う上で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさないものとする。

- 2 従業者との雇用契約書において利用者及びその家族等に関する秘密保持を義務づけるとともに、従業者の退職後においても同様の取扱いとする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族等の個人情報を用いる際は、あらかじめ利用者及びその家族等から文書で同意を得るものとする。

(苦情及び相談)

第13条 事業所は、利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、当該事業に関する利用者からの要望、苦情に対し迅速に対応する。

- 2 事業所は、前項の苦情等を受け付けた場合は、当該苦情等の内容等を記録し2年間保存するものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、サービスの提供にともなって、事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者等へ連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故が事業所の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償するものとする。
但し、利用者に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 施設(事業所)は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の掲げる措置を講じるものとする。

- 一 施設(事業所)における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 施設(事業所)における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 施設(事業所)において、介護職員その他の従業者の対し、虐待の防止のための研修

10. この規定は、平成29年 9月 1日より施行する。
11. この規定は、平成29年11月 1日より施行する。
12. この規定は、平成29年12月13日より施行する。
13. この規定は、令和 元年 8月 1日より施行する。
14. この規定は、令和 元年10月 1日より施行する。
15. この規定は、令和 3年 6月 1日より施行する。
16. この規定は、令和 4年 4月 1日より施行する。
17. この規定は、令和 5年12月 1日より施行する。
18. この規定は、令和 6年 7月 1日より施行する。
19. この規定は、令和 7年 4月 1日より施行する。